



総務課

◆軽自動車税の減免制度（平成 26 年度分）

東峰村税条例の規定による軽自動車税の減免制度や減免を受けるための申請方法についてお知らせします。

身体に障害をもつ人などが所有する軽自動車等

身体に障害のある人などが所有する軽自動車等を対象に、申請により軽自動車税を減免します。

■減免の対象となる軽自動車等の範囲

- ・東峰村に軽自動車税を納税する軽自動車であること
- ・障害者本人が所有する軽自動車で、本人が運転するもの
- ・障害者本人が所有する軽自動車で、主に本人の通学・通院・通所または生業のために生計を同じくする家族が運転するもの
- ・車の構造が障害者のためのものであると認められるもの



■申請期間

平成 26 年度東峰村軽自動車税の納税通知が着いてから納期限 7 日前

【平成 26 年 4 月 24 日（木）】まで（郵送の場合は、申請期間最終日の消印まで有効）

※納税通知書は、4 月中旬ごろに発送予定です。

●前年度に減免を受けていても、毎年度の申請手続きが必要です。

■申請に必要な書類など

- ・手帳類＝身体障害者（戦傷病者）手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・運転免許証 ※常時介護者が運転する場合は、その方の免許証
- ・自動車検査証
- ・納税通知書

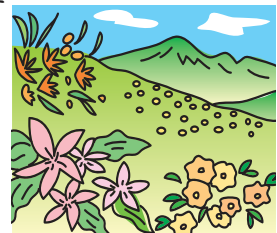
お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総務課（電話：72 - 2311）まで

■第 11 回 東峰村山開き（浅間山から岳減鬼山へ）

恒例となりました、東峰村の山開きを行います。J R 筑前岩屋駅で受付のあと、バスで登山口まで送迎いたします。その後は自由登山です。送迎バスは 3 時 30 分で運行を終了しますので、午後 3 時までに登山口まで下山してください。

- ◆開催日：4 月 29 日（祝） ◆集合場所：J R 筑前岩屋駅
- ◆受付時間：8:00 ～ 11:00 まで（事前の申込みは必要ありません。）
- ◆参加費：500 円（傷害保険・バス運行費等）
- ◆問合せ先：東峰村役場企画振興課（電話 74-2311）



※詳細は、東峰村ホームページか役場に設置しているチラシをご覧ください。

農林建設課 ◆水道料金の消費税率変更について

消費税率が平成26年4月1日から8%（現行5%）となっています。
これに伴い、使用料金にかかる税率が次のとおり変更となりますので、留意いただきますようお願いいたします。

(1) 新税率適用日

平成26年4月1日から新税率（8%）を適用

(2) 経過措置

平成26年3月31日以前から継続して利用している方については、
平成26年度の4月使用分（4月末検針分）は旧税率（5%）が適用されます。
※5月使用分からは、新税率（8%）が適用されます。

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 農林建設課（電話：72 - 2313）まで

企画振興課 ◆平成26年度 西鉄バス特別定期券購入者への助成金交付のお知らせ

村では平成26年度も路線バスの利用促進と子どもや高齢者などの交通弱者対策として、西鉄バスが発行する「グランドパス65」と「エコルカード」の購入者に対し、助成金を交付しています。



◆助成金交付対象者：村内居住の65歳以上の方及び学生

◆助成金の対象となる特別定期券：「グランドパス65」及び「エコルカード」特別定期券（通用期間が平成26年4月1日～平成27年3月31日の間になっているもの）

◆助成金の申請方法：購入した特別定期券の写しを添えて、宝珠山庁舎総務課又は小石原庁舎企画振興課で申請（申請者は、交付対象者本人又はその家族）

◆持ってくるもの：通帳、印鑑、特別定期券又はその写し

◆交付申請の期間：平成26年4月1日（火）～平成27年3月31日（火）

◆助成金の額：定期券の期間が6ヵ月までのものは1回2,000円とし交付は年2回を限度とする。ただし、定期券の期間が1年のものは、1回4,000円とし、交付は年1回を限度とする。

※申請書は、こちらからダウンロードできます>>>申請書（様式第1号）

<http://www1.vill.toho.fukuoka.jp/file/temp/2606622.pdf>

お問い合わせは

東峰村役場 小石原庁舎 企画振興課（電話：74 - 2311）まで



タクシーの初乗り料金を助成します！！

近くに路線バスや鉄道等の公共交通が運行されていないために、日常生活の移動を自家用車等に頼らざるをえない公共交通空白地域において、高齢で運転免許証を有しない等の理由で移動が制約される人の日常生活の移動支援を図るため、タクシー利用料金の初乗り料金を助成します。

1 運行期間：平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）まで

2 助成金の交付対象者

東峰村に住民登録をして実際に住んでいる人の中で、次のいずれかに該当する人。
ただし、他の移動支援等のサービスを受けている人は除く。

- (1) 65歳以上で運転免許証を有しない8の別表に居住する人。
- (2) その他、村長が特別に認める8の別表に居住する人。

3 助成金の額

タクシーの初乗り料金（「割引利用券」を交付します。）

- (1) 1人当たり「割引利用券」を最大48枚交付
(1ヵ月4枚×12ヵ月〔4～3月〕。申請月によって交付枚数が変わります。)
- (2) 割引利用券は、1回の乗車につき1枚だけしか使うことができません。
- (3) タクシーを降りる際に、乗務員に割引利用券を提出してください。これにより助成したものとみなします。超過分の料金は、現金で乗務員に支払ってください。
- (4) 「割引利用券」の有効期限は平成27年3月31日（火）まで。

4 利用区間

原則として、8の別表に掲げる公共交通空白地域（自宅）から、最寄りの公共交通機関（路線バス、鉄道）まで。

5 利用できるタクシー事業者

小石原観光タクシー（TEL.74-2738）

ひまわりタクシー（本社営業所 TEL.62-0043、宝珠山営業所 TEL.72-2300）

6 利用方法

(1) 申請書（様式第1号）に必要事項を記入して村に提出してください。

◆【受付窓口】

小石原庁舎 = 企画振興課、宝珠山庁舎 = 総合窓口

◆【申請する時に持ってくるもの】

- ①印鑑 ②写真（役場で撮影します。前年度申請の際に撮影した方は必要ありません。）、
- ③健康保険証等 ④前年度の対象者証と余った利用券の返還（初めて申請する方を除く。)
- (2) 申請書を審査後、村から利用者に「助成対象者証」と「割引利用券」を交付します。
- (3) タクシー利用の際には「助成対象者証」を、必ず乗務員に見せてください。
- (4) タクシーを降りる際に、乗務員に「割引利用券」を提出してください。

※「割引利用券」は、1回の乗車につき1枚だけしか使うことができません。超過分の料金は、現金で乗務員に支払ってください。





7 その他注意事項

- (1) 「助成対象者証」と「割引利用券」には有効期限があります。有効期限を過ぎたものは使用できません（有効期限：平成27年3月31日（火）まで）。
- (2) 「助成対象者証」と「割引利用券」は、他人に譲渡したり不正に使用したりしてはいけません。
- (3) 虚偽の申請、不正行為等があった場合は、助成金を返還していただきます。
- (4) 利用者が村に住所を有しなくなったときや死亡したときは、「対象者証」と「割引利用券」を返還してください。



8 公共交通空白地域（バス停・鉄道駅から概ね1 km以上離れた地域）

別表（第2条関係）

地区名	小組合名
小石原北	稗畑、奥畑上、奥畑下、原上、原下
小石原中央	塔の瀬、合坂の一部（バス停・鉄道駅から概ね1 km以上離れた地域） ※上町1・上町2・下町・中町については、小石原バス停から添田町方面又は嘉麻市方面へ移動する場合のみ利用可。
小石原南	皿山上、皿山下 ※南の原1・南の原2・宝ヶ谷1・宝ヶ谷2については、小石原バス停から添田町方面又は嘉麻市方面へ移動する場合のみ利用可。
竹	竹の上、竹の中、竹の下の一部（バス停・鉄道駅から概ね1 km以上離れた地域）
岩屋	合衆、下鶴の一部（バス停・鉄道駅から概ね1 km以上離れた地域）
栗松	栗林の上、栗林の下、松山、千代丸
板屋	桑の迫、板屋、掛橋、長田、迫
中原	馬場、真加田の一部（バス停・鉄道駅から概ね1 km以上離れた地域）
西福井	古城原の一部（バス停・鉄道駅から概ね1 km以上離れた地域）
上福井	竹布の一部（バス停・鉄道駅から概ね1 km以上離れた地域）

※交付対象者に該当するか不明な場合は、下記へご相談ください。

お問い合わせは

東峰村役場 小石原庁舎 企画振興課（電話：74 - 2311）まで

今月の納税

- 税目 **軽自動車税**
- 納期限 **4月30日（水）**
- 口座振替日 **4月25日（金）**

東峰村ごみ収集量（平成26年3月分）（kg）

種別	当月分	前月分	増減
可燃ごみ	34,870	32,470	2,400
資源ごみ	4,150	5,530	▲1,380
粗大ごみ	1,930	1,350	580
合計	40,950	39,350	1,600

◆住宅用太陽光発電システム及び

ペレットストーブ設置費補助について

村では、環境への負荷の少ない自然エネルギー利用促進のため平成 26 年度も住宅用太陽光発電システムを設置される方及びペレットストーブを設置される方を対象に、設置費用の一部を補助します。

- 補助対象：村内に居住するまたは居住しようとする住宅に、太陽光発電システム又はペレットストーブを設置する人。
- 補助金額：太陽光発電システム 1KW 当り 25,000 円（最高 4KW で 100,000 円まで）
ペレットストーブ 対象費用の 25%以内（限度額 100,000 円まで）
- 申込期間：4月1日（火）から
※予算の範囲内で先着順に受付し、予算額を超える時点で締め切ります。
- 申込方法：必ず着工される前に、交付申請書に必要書類を添付の上、企画振興課へ提出してください。（着工後の申請は不可です。）
※東峰村新エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱及び申請様式は東峰村HPからダウンロードできます。
- 注意事項：郵送による補助申請や、電話による申請の予約はできません。
また、太陽光発電システムは電力会社との電灯契約、余剰電力の販売契約を締結できるものです。詳しくは、下記までお問合せください。

お問い合わせは

東峰村役場 小石原庁舎 企画振興課（電話：74 - 2311）まで

◆「東峰村商工会プレミアム付商品券」発行のお知らせ

- 発行日：4月21日（月）～9月30日（火） ※完売をもって終了します。
 - 有効期限：4月21日（月）～9月30日（火）まで
 - 発行総額：2,000万円（プレミアム分10%付）販売
 - 発行内容：1セット10,000円販売（バラ売り無し）
額面1,000円×11枚＝11,000円分
 - 購入限度額：村内の方、お一人様 20万円まで
村外の方、お一人様 5万円まで
 - 商品券販売所：村内の方、東峰村商工会小石原事務所・JA宝珠山支店（2ヶ所のみ販売）
村外の方、道の駅 小石原（1ヶ所のみ販売）
- ※詳しくは、4月に郵送するチラシをご覧ください。また、東峰テレビにおいても放送いたします。
※2回目は8月1日（金）から販売いたします。

お問い合わせは

東峰村商工会（電話：74 - 2121）まで

ダム対策室 ◆小石原川ダム建設事業の概要報告

3月19日(水)に第2回東峰村ダム対策委員会を行いました。

水源地域整備事業の内容協議及び工事概要については、小石原川ダム工事現場で水資源機構朝倉総合事業所から説明を受けました。

■小石原川ダムの事業概要(ダムサイト位置:朝倉市江川)

形式ロックフィルダム

流域面積:約20km² 総貯水容量4,000万t

工期:平成4年度~平成31年度までの予定

総事業費:約1,960億円

■平成25年度の事業の概要

転流工工事(水浦水路トンネル480m、仮排水トンネル1.4km)

付替道路(国道500号・県道79号線・林道)、事業用地取得進捗80%



▲ 国道500号



▲ 水浦水路トンネル視察



お問い合わせは

東峰村役場 小石原庁舎 企画振興課内ダム対策室(電話:74-2311)まで

企画振興課 ◆バスに乗ろう!!イラスト募集

福岡県では、8月末~10月にかけて実施する「路線バス利用促進福岡県内一斉キャンペーン」で使用するイラストを募集します。

■募集内容:路線バスとバス利用者を題材とし、多くの人がバスに乗りたくなるような楽しいイラスト作品(A4版横)

■部門:①未就学児の部、②児童・生徒の部(小中学生)、③一般の部(高校生以上)

■応募締切:6月25日(水)(必着)

■表彰:優秀な作品は後日表彰し、地域の特産品等の記念品を贈呈する予定です。

■問合せ:福岡県交通政策課(電話092-643-3166)

ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bus-illustr.html>

お問い合わせは

福岡県交通政策課(電話:092-643-3166)まで

◆東峰村災害時要援護者情報登録についてご確認をお願いします

先月全戸にチラシを配布し、また対象者へは別途に通知をさせて頂いておりますが、再度お知らせいたします。なお、すでに役場へ申し込みされている場合は不要ですが、申し込みされていない方につきましては、ご家族やお子様、近所の方などご検討をお願いします。

この登録の目的は、災害時やそのおそれがある場合に、自力では移動が困難な方（一人暮らしの高齢者や在宅の障害者等）、迅速な避難行動ができない方々への避難支援を円滑に行うことであり、そのための災害時要援護者台帳の整備を進めています。

災害の状況によっては、村や消防などの行政の対応能力が十分機能しないことが想定されますので、地域での住民相互の助け合いが重要となります。近隣住民や消防団等が情報を共有し、要援護者の安否確認や避難誘導等を行うものです。

□避難支援者としての登録にご協力を

避難支援者とは、災害時要援護者に対し、災害が発生しそうな場合や発生した時に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を行っていただく方で、円滑に活動ができるように、日頃から声かけや相談等も行っていただきます。

◆申請書配布及び受付は、随時住民福祉課・総合窓口で行っています

①住民福祉課（小石原庁舎）TEL 0946-74-2311 Fax 74-2722

②総合窓口（宝珠山庁舎）TEL 0946-72-2311 Fax 72-2038

○受付時間：平日午前8時半～午後5時

※申請された情報を目的以外に使用することはありません。

◆高齢者外出支援としてタクシー利用助成を始めます

村では、在宅の65歳以上の高齢者がタクシーを利用する場合の初乗運賃を助成することにより、日常生活における利便性の向上及び社会生活圏の拡大を図り、福祉の向上に寄与することを目的として、今年度より事業を開始します。

対象者は、本村に居住し、かつ、本村の住民基本台帳に記録されている者で、65歳以上の①運転免許証を有していない者②自家用車を所有していない者③東峰村福祉タクシー利用助成事業及び東峰村地域交通対策事業助成金の受給の対象となっていない者となります。

助成券は、受給者1人あたり年間最大24枚（1月2枚×12月）を交付します。なお、申請月によって交付枚数が変わります。なお、詳しいお問合せや申し込みは住民福祉課もしくは総合窓口へお願いします。

※申請・受付は随時行いますが、今年度に限り施行は、5月1日からとし、年間最大22枚とします。

人の動き

東峰村（平成26年3月末現在）		前月比	あさくら地域（平成26年3月末現在）		前月比
人口	2,385	- 13	人口	88,282	- 302
男	1,084	- 8	男	41,684	- 150
女	1,301	- 5	女	46,598	- 152
世帯数	909	- 2	世帯数	32,024	- 12

◆東峰村では敬老会等の敬老事業を実施した地区等へ補助金を交付します

村では、多年に亘り社会につくしてきた方々に対して感謝と敬老の意を表するとともに、希薄になりつつある隣人との連帯感を強め、高齢者の社会的孤立感を解消することにより、地域福祉活動の推進を図ることを目的として、今年度より各行政区もしくは小組合等で開催する敬老事業の実施に対し補助金を交付します。

補助金の対象者は敬老事業を行った各行政区もしくは小組合等で、70歳以上（平成27年3月31日現在）の高齢者1人につき1,000円の金額を敬老事業実施に係る経費の一部として助成するものです。申請は、小組合等の代表者が区長を経由し、住民福祉課へ提出ください。

お問合せは 住民福祉課（小石原庁舎）TEL 0946-74-2311 または
総合窓口（宝珠山庁舎）TEL 0946-72-2311 まで

◆健康診査のお知らせ

後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療を目的として健康診査を実施します。

被保険者全員に、4月中旬に受診票とお知らせを送付します。

■受診対象者：被保険者。ただし、健康診査の目的から、生活習慣病（※）の治療を受けている方などは対象者となりません。

※ 生活習慣病とは、糖尿病、高血圧症、脂質異常症その他の疾病で、内臓脂肪の蓄積に起因するものです。

■受診期間：平成26年4月下旬から平成27年3月31日まで（年1回）

■受診票の送付時期

ア 平成26年4月末現在で被保険者の方

・・・4月下旬

イ 平成26年5月以降に被保険者となる方

・・・被保険者となる月（75歳の誕生月など）の上旬

■受診時の自己負担：一人500円

■受診の方法：健康診査の実施医療機関で個別に予約のうえ受診してください。

※東峰村の総合健診でも、受診できますので、役場住民福祉課へお問合せください。

■問合せ先

福岡県後期高齢者医療広域連合 お問合せセンター

〒812-0044

福岡市博多区千代四丁目1番27号（福岡県自治会館5階）

電話 092-651-3111 FAX092-651-3120 <http://www.fukuoka-kouki.jp/>

または下記まで

お問い合わせは

東峰村役場 小石原庁舎 住民福祉課（電話：74-2311）または
宝珠山庁舎 総合窓口（電話：72-2311）まで